

静岡県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第21号

静岡県財務規則の一部を改正する規則

静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 部長 静岡県部設置条例（平成18年静岡県条例第58号）第1条に規定する部の長、政策推進担当部長、地域外交担当部長、知事戦略局長、知事直轄組織総務課長、出納局長、静岡県教育委員会組織規則（平成30年静岡県教育委員会規則第1号。以下「教育組織規則」という。）第6条第1項に規定する部長及び警察本部長をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 局長 静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号。以下「行政組織規則」という。）の規定により本庁に置かれた局（出納局を除く。以下「局」という。）の長、知事直轄組織総務課長、教育組織規則第6条第1項に規定する<u>参事（総括担当）</u>及び静岡県警察の組織に関する条例（昭和29年静岡県条例第28号）第2条に規定する総務部（以下「総務部」という。）の長をいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 局等 局並びに知事直轄組織総務課、危機管理部総務課、<u>出納局会計課</u>、教育組織規則第4条第1項に規定する教育部（以下「教育部」という。）及び総務部をいう。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 部長 静岡県部設置条例（平成18年静岡県条例第58号）第1条に規定する部の長、政策推進担当部長、<u>デジタル戦略担当部長</u>、地域外交担当部長、知事戦略局長、知事直轄組織総務課長、出納局長、静岡県教育委員会組織規則（平成30年静岡県教育委員会規則第1号。以下「教育組織規則」という。）第6条第1項に規定する部長及び警察本部長をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 局長 静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号。以下「行政組織規則」という。）の規定により本庁に置かれた局（出納局を除く。以下「局」という。）の長、知事直轄組織総務課長、教育組織規則第6条第1項に規定する<u>理事（総括担当）</u>及び静岡県警察の組織に関する条例（昭和29年静岡県条例第28号）第2条に規定する総務部（以下「総務部」という。）の長をいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 局等 局並びに知事直轄組織総務課、危機管理部総務課、<u>出納局会計総務課</u>、教育組織規則第4条第1項に規定する教育部（以下「教育部」という。）及び総務部をい</p>

(8)～(13) (略)

(14) 経理課長等 経理課、知事直轄組織総務課、危機管理部総務課、経営管理部総務局総務課、出納局会計課、教育組織規則第7条第2項に規定する財務課（以下「財務課」という。）及び総務部会計課の長をいう。

(15) 経理担当局等 行政組織規則第10条の規定により置かれた政策管理局並びに知事直轄組織総務課、危機管理部総務課、経営管理部総務局総務課、出納局会計課、財務課及び総務部会計課をいう。

(16)～(22) (略)

(23) かい長 かいの長（美術館、ふじのくに地球環境史ミュージアム、富士山世界遺産センター及びふじのくに茶の都ミュージアムにあつては副館長、農林環境専門職大学及び農林環境専門職大学短期大学部にあつては農林環境専門職大学の事務局長）をいう。

(24) かいの次長等 かいの予算を担当する次長（消防学校にあつては副校長、中央図書館にあつては副館長、環境衛生科学研究所及び副所長を置く健康福祉センターにあつては副所長、副署長を置く警察署にあつては副署長）及び副校長（副校長を置かない学校にあつては、教頭）をいう。

(25) かいの課長等 かいの所長補佐、園長補佐、校長補佐、かいの予算を担当する課又は室の長（農林技術研究所茶業研究センター、農林技術研究所果樹研究センター及び農林技術研究所森林・林業研究センターにあつては農林技術研究所総務課分室長、畜

う。

(8)～(13) (略)

(14) 経理課長等 経理課、知事直轄組織総務課、危機管理部総務課、経営管理部総務局総務課、出納局会計総務課、教育組織規則第7条第2項に規定する財務課（以下「財務課」という。）及び総務部会計課の長をいう。

(15) 経理担当局等 行政組織規則第10条の規定により置かれた政策管理局並びに知事直轄組織総務課、危機管理部総務課、経営管理部総務局総務課、出納局会計総務課、財務課及び総務部会計課をいう。

(16)～(22) (略)

(23) かい長 かいの長（美術館、ふじのくに地球環境史ミュージアム、富士山世界遺産センター及びふじのくに茶の都ミュージアムにあつては副館長、工科短期大学校にあつては工科短期大学校事務局長、農林環境専門職大学及び農林環境専門職大学短期大学部にあつては農林環境専門職大学事務局長）をいう。

(24) かいの次長等 かいの予算を担当する次長（消防学校にあつては副校長、中央図書館にあつては副館長、環境衛生科学研究所、総合教育センター及び副所長を置く健康福祉センターにあつては副所長、副署長を置く警察署にあつては副署長）及び副校長（副校長を置かない学校にあつては、教頭）をいう。

(25) かいの課長等 かいの所長補佐、園長補佐、校長補佐、かいの予算を担当する課又は室の長（工科短期大学校沼津キャンパスにあつては工科短期大学校学務課沼津分室長、工業技術研究所沼津工業技術支援センター、工業技術研究所富士工業技術支援セ

産技術研究所中小家畜研究センターにあつては畜産技術研究所総務課分室長、工業技術研究所沼津工業技術支援センター、工業技術研究所富士工業技術支援センター及び工業技術研究所浜松工業技術支援センターにあつては工業技術研究所総務課分室長）及び学校の事務長をいう。

(26)～(35) (略)

(スポーツ・文化観光部スポーツ局におけるこの規則の適用)

第2条の2 (略)

(経済産業部農業局、農地局、森林・林業局及び水産・海洋局におけるこの規則の適用)

第2条の3 (略)

(危機管理部及び出納局におけるこの規則の適用)

第2条の4 (略)

(人事課におけるこの規則の適用)

第2条の5 (略)

(地域福祉課におけるこの規則の適用)

第2条の6 (略)

(健康増進課におけるこの規則の適用)

第2条の7 (略)

ンター及び工業技術研究所浜松工業技術支援センターにあつては工業技術研究所総務課分室長、農林技術研究所茶業研究センター、農林技術研究所果樹研究センター及び農林技術研究所森林・林業研究センターにあつては農林技術研究所総務課分室長、畜産技術研究所中小家畜研究センターにあつては畜産技術研究所総務課分室長）及び学校の事務長をいう。

(26)～(35) (略)

(スポーツ・文化観光部スポーツ局におけるこの規則の適用)

第2条の2 (略)

(健康福祉部感染症対策局におけるこの規則の適用)

第2条の3 健康福祉部感染症対策局に属する本庁の課における支出負担行為等並びに入札執行（重要又は異例な支出負担行為等及び入札執行を除く。）に係るこの規則の規定の適用については、第27条第2項（第33条の5第1項において準用する場合を含む。）、第33条の3第1項第1号及び別表第1の2中「部長」とあるのは、「感染症対策担当部長」とする。

(経済産業部農業局、農地局、森林・林業局及び水産・海洋局におけるこの規則の適用)

第2条の4 (略)

(危機管理部及び出納局におけるこの規則の適用)

第2条の5 (略)

(人事課におけるこの規則の適用)

第2条の6 (略)

(地域福祉課におけるこの規則の適用)

第2条の7 (略)

(健康増進課におけるこの規則の適用)

第2条の8 (略)

(建設技術企画課におけるこの規則の適用)

第2条の8 交通基盤部建設支援局建設技術企画課における静岡県建設技術監理センターに関する事務に係るこの規則の規定の適用については、第32条第6項中「本庁の課長等」とあるのは「静岡県建設技術監理センター所長」と、第33条の3第1項第3号中「本庁の課長」とあるのは「静岡県建設技術監理センター所長」と、第79条第2項、第183条及び第198条第1項第1号中「本庁の課長等」とあるのは「静岡県建設技術監理センター所長」と、別表第1の2中「本庁の課長」とあるのは「静岡県建設技術監理センター所長」と、別表第2の2中「本庁の課長等」とあるのは「静岡県建設技術監理センター所長」とする。

(支出負担行為)

第23条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費については、当該各号に定める書類の決裁をもって支出負担行為の決裁に代えることができる。

- (1) 報酬、給料、職員手当等、共済費、恩給及び退職年金、賃金、報償費(報償金のうち役務の対価として支払う経費であつて別に単価の定めがあるもの及び弁護士報酬に限る。)、旅費、需用費(光熱水費に限る。)、役務費(郵便料、電信電話料、有線放送通話料、電話消毒料、県債事務取扱手数料、公金収納取扱手数料(口座振替の方法による収納に係るものを除く。)、自動車リサイクル料及び自動車損害賠償責任保険料に限り、物品の取得に充てる経費を除く。)、使用料及び賃借料(日本放送協会に対し支払う受信料及び有料道路通行料に限

(技術調査課におけるこの規則の適用)

第2条の9 交通基盤部建設経済局技術調査課における静岡県建設技術監理センターに関する事務に係るこの規則の規定の適用については、第32条第6項中「本庁の課長等」とあるのは「静岡県建設技術監理センター所長」と、第33条の3第1項第3号中「本庁の課長」とあるのは「静岡県建設技術監理センター所長」と、第79条第2項、第183条及び第198条第1項第1号中「本庁の課長等」とあるのは「静岡県建設技術監理センター所長」と、別表第1の2中「本庁の課長」とあるのは「静岡県建設技術監理センター所長」と、別表第2の2中「本庁の課長等」とあるのは「静岡県建設技術監理センター所長」とする。

(支出負担行為)

第23条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費については、当該各号に定める書類の決裁をもって支出負担行為の決裁に代えることができる。

- (1) 報酬、給料、職員手当等、共済費、恩給及び退職年金、報償費(報償金のうち役務の対価として支払う経費であつて別に単価の定めがあるもの及び弁護士報酬に限る。)、旅費、需用費(光熱水費に限る。)、役務費(郵便料、電信電話料、有線放送通話料、電話消毒料、県債事務取扱手数料、公金収納取扱手数料(口座振替の方法による収納に係るものを除く。)、自動車リサイクル料及び自動車損害賠償責任保険料に限り、物品の取得に充てる経費を除く。)、使用料及び賃借料(日本放送協会に対し支払う受信料及び有料道路通行料に限

り、物品の取得に充てる経費を除く。)、負担金、補助及び交付金(負担金に限る。)、扶助費(給食材料費を除く。)、償還金、利子及び割引料、積立金、公課費及び過年度支出を行う経費については、第101条第1項の規定による支出票

(2)～(6) (略)

(会計管理者の行う職務の専決)

第69条 会計管理者の行う職務については、次に定める区分に従い専決処理することができる。ただし、異例のものは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 出納局出納審査課長(以下「出納審査課長」という。)の職にある出納員の専決事項
ア・イ (略)

ウ 賃金、旅費、扶助費及び償還金、利子及び割引料で、1件2,000万円以上のものの支払(次号アに掲げるものを除く。)

(3) 出納局集中化推進課長(以下「集中化推進課長」という。)の職にある出納員の専決事項

ア 賃金及び旅費で、1件300万円以上のものの支払(教育委員会事務局及び警察本部に係るものを除く。イ、第6号ア及びイ並びに第8号ア及びイにおいて同じ。)

イ (略)

(4)・(5) (略)

(6) 出納局集中化推進課長代理(以下「集中化推進課長代理」という。)の職にある出納員の専決事項

ア 賃金及び旅費で、1件30万円以上300万円未満のものの支払

イ (略)

(7) (略)

(8) 出納局集中化推進課審査第1班長、審査

り、物品の取得に充てる経費を除く。)、負担金、補助及び交付金(負担金に限る。)、扶助費(給食材料費を除く。)、償還金、利子及び割引料、積立金、公課費及び過年度支出を行う経費については、第101条第1項の規定による支出票

(2)～(6) (略)

(会計管理者の行う職務の専決)

第69条 会計管理者の行う職務については、次に定める区分に従い専決処理することができる。ただし、異例のものは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 出納局出納審査課長(以下「出納審査課長」という。)の職にある出納員の専決事項
ア・イ (略)

ウ 旅費、扶助費及び償還金、利子及び割引料で、1件2,000万円以上のものの支払(次号アに掲げるものを除く。)

(3) 出納局集中化推進課長(以下「集中化推進課長」という。)の職にある出納員の専決事項

ア 旅費で、1件300万円以上のものの支払(教育委員会事務局及び警察本部に係るものを除く。イ、第6号ア及びイ並びに第8号ア及びイにおいて同じ。)

イ (略)

(4)・(5) (略)

(6) 出納局集中化推進課長代理(以下「集中化推進課長代理」という。)の職にある出納員の専決事項

ア 旅費で、1件30万円以上300万円未満のものの支払

イ (略)

(7) (略)

(8) 出納局集中化推進課審査第1班長、審査

第2班長、審査第3班長又は審査第4班長
(以下「集中化推進課班長」という。)の職
にある出納員の専決事項

ア 賃金及び旅費で、1件30万円未満のもの
の支払

イ (略)

(9) 出納局出納審査課県費第1班長又は県費
第2班長の職にある出納員の専決事項

ア (略)

イ 賃金、旅費、需用費(食糧費を除く。)、
役務費、使用料及び賃借料(会場借上料を除く。)、
原材料費、備品購入費、扶助費、償還金、
利子及び割引料及び公課費で、1件30万円
未満のもの支払(前号ア及び次号に掲げる
ものを除く。)

ウ～オ (略)

(10) (略)

(出納員等に対する委任)

第72条 会計管理者は、出納員又は税務出納員
に次に掲げる区分に従い、その事務を委任す
る。

(1) (略)

(2) 出納室長の職にある出納員

ア・イ (略)

ウ 別表第6により担当するかい(教育事
務所を除く。)に属する報酬(委員報酬及
び非常勤職員報酬のうち特別職に属する
非常勤職員に対するもの(以下「委員報
酬等」という。)を除く。)、職員手当等
(地方公務員法(昭和25年法律第261号)
第22条の2第1項第1号に掲げる職員
(以下「パートタイム会計年度任用職
員」という。)に対するものに限る。)、共
済費(地方公務員共済組合に対する負担
金を除く。)、賃金及び旅費(パートタイ

第2班長、審査第3班長又は審査第4班長
(以下「集中化推進課班長」という。)の職
にある出納員の専決事項

ア 旅費で、1件30万円未満のもの支払

イ (略)

(9) 出納局出納審査課県費第1班長又は県費
第2班長の職にある出納員の専決事項

ア (略)

イ 旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務
費、使用料及び賃借料(会場借上料を除
く。)、原材料費、備品購入費、扶助費、
償還金、利子及び割引料及び公課費で、
1件30万円未満のもの支払(前号ア及
び次号に掲げるものを除く。)

ウ～オ (略)

(10) (略)

(出納員等に対する委任)

第72条 会計管理者は、出納員又は税務出納員
に次に掲げる区分に従い、その事務を委任す
る。

(1) (略)

(2) 出納室長の職にある出納員

ア・イ (略)

ウ 別表第6により担当するかい(教育事
務所を除く。)に属する報酬(委員報酬及
び非常勤職員報酬のうち特別職に属する
非常勤職員に対するもの(以下「委員報
酬等」という。)を除く。)、職員手当等
(地方公務員法(昭和25年法律第261号)
第22条の2第1項第1号に掲げる職員
(以下「パートタイム会計年度任用職
員」という。)に対するものに限る。)、共
済費(地方公務員共済組合に対する負担
金を除く。)及び旅費(パートタイム会計

ム会計年度任用職員が勤務のため当該職員の住居と勤務公署との間を往復した場合の費用弁償に限る。)の支払

エ (略)

(3)～(5) (略)

2 (略)

(請求書)

第99条 支出命令者は、支出をしようとするときは、債主から請求書を徴さなければならない。ただし、次の各号の一に該当するものは、この限りでない。

(1) 報酬、給料、職員手当等及び賃金

(2)～(7) (略)

(資金前渡の範囲)

第110条 令第161条第1項第17号の規定により資金前渡できる経費は、次に掲げるもののうち、口座振替払を行うことができない場合その他やむを得ない理由があると支出命令者が認めたものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 賃金

(4)～(14) (略)

(払込金資金前渡)

第110条の2 前条第13号に掲げる払込書により支払をする経費については、払込金資金前渡者(本庁(出納室を除く。))にあつては出納局会計課長、出納室及びかい(東京事務所及び大阪事務所を除く。)にあつては出納室長、東京事務所にあつては次長、大阪事務所にあつては所長)にあらかじめ資金前渡した後支払を行うものとする。

(前渡資金の額)

第112条 前渡をする資金(以下「前渡資金」という。前渡を受けた資金も同じ。)の額は、次の各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

年度任用職員が勤務のため当該職員の住居と勤務公署との間を往復した場合の費用弁償に限る。)の支払

エ (略)

(3)～(5) (略)

2 (略)

(請求書)

第99条 支出命令者は、支出をしようとするときは、債主から請求書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

(1) 報酬、給料及び職員手当等

(2)～(7) (略)

(資金前渡の範囲)

第110条 令第161条第1項第17号の規定により資金前渡できる経費は、次に掲げるもののうち、口座振替払を行うことができない場合その他やむを得ない理由があると支出命令者が認めたものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 削除

(4)～(14) (略)

(払込金資金前渡)

第110条の2 前条第13号に掲げる払込書により支払をする経費については、払込金資金前渡者(本庁(出納室を除く。))にあつては出納局会計支援課長、出納室及びかい(東京事務所及び大阪事務所を除く。)にあつては出納室長、東京事務所にあつては次長、大阪事務所にあつては所長)にあらかじめ資金前渡した後支払を行うものとする。

(前渡資金の額)

第112条 前渡をする資金(以下「前渡資金」という。前渡を受けた資金も同じ。)の額は、次に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 報酬、給料、職員手当等及び賃金については、支給期ごとに総支給額から法律又は政令に定められた引去額を控除した額
(資金前渡者に雇用契約を委任した場合における賃金については、総支給額)

(4)～(6) (略)

(前渡資金の精算等)

第116条 資金前渡者は、前渡資金の支払を完了した場合は、前渡資金精算(返納)書(様式第57号)に支払に関する証拠書類を添えて、支払完了の日から5日(特定非常災害発生時に即時支払をした場合は、10日)以内に支出命令者に提出しなければならない。ただし、第110条第13号及び第14号に掲げる経費並びに第112条第3号に規定する経費(資金前渡者に雇用契約を委任した場合における賃金を除く。)について返納すべき額のないときは、前渡資金精算(返納)書の提出を省略することができる。

2・3 (略)

(繰替払の範囲等)

第125条の3 (略)

(歳計現金の払出し等の専決)

第188条の4 第188条の2に規定する払出しの決定については出納局次長の職にある出納員が、前条に規定する受入れの決定については出納局会計課長の職にある出納員がそれぞれ専決することができる。ただし、異例なものについては、この限りでない。

別表第1 (略)

(略)

(3) 報酬、給料及び職員手当等については、支給期ごとに総支給額から法律又は政令に定められた引去額を控除した額

(4)～(6) (略)

(前渡資金の精算等)

第116条 資金前渡者は、前渡資金の支払を完了した場合は、前渡資金精算(返納)書(様式第57号)に支払に関する証拠書類を添えて、支払完了の日から5日(特定非常災害発生時に即時支払をした場合は、10日)以内に支出命令者に提出しなければならない。ただし、第110条第13号及び第14号に掲げる経費並びに第112条第3号に規定する経費について返納すべき額のないときは、前渡資金精算(返納)書の提出を省略することができる。

2・3 (略)

(繰替払の範囲等)

第125条の3 (略)

2 出納員は、繰替払をしたときは、次に掲げる事項を支出命令者に報告しなければならない。

(1) 繰替払に係る歳入の科目及び額

(2) 繰替払をした歳出の科目及び額

(歳計現金の払出し等の専決)

第188条の4 第188条の2に規定する払出しの決定については出納局次長の職にある出納員が、前条に規定する受入れの決定については出納局会計総務課長の職にある出納員がそれぞれ専決することができる。ただし、異例なものについては、この限りでない。

別表第1 (略)

(略)

節	説明	
(略)	(略)	(略)
4 共済費	地方公務員共済組合に 対する負担金 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	
(略)	(略)	
6 (略)	(略)	(略)
7 賃金		
8 (略)	(略)	(略)
9 (略)	(略)	(略)
10 (略)		
11 (略)	(略)	(略)
12 (略)		(略)
13 (略)		(略)
14 (略)		
15 (略)		(略)
16 (略)	(略)	
17 (略)	(略)	
18 (略)	(略)	
19 (略)	(略)	
20 (略)	(略)	
21 (略)	(略)	
22 (略)	(略)	(略)
23 (略)	(略)	(略)
24 (略)	(略)	(略)
25 (略)	(略)	
26 (略)	(略)	
27 (略)		
28 (略)	(略)	(略)

(略)
別表第1の2 (略)
(略)

節	説明	
(略)	(略)	(略)
4 共済費	地方公務員共済組合に 対する負担金 報酬及び給料に係る社 会保険料	
(略)	(略)	
6 (略)	(略)	(略)
7 (略)	(略)	(略)
8 (略)	(略)	(略)
9 (略)		
10 (略)	(略)	(略)
11 (略)		(略)
12 (略)		(略)
13 (略)		
14 (略)		(略)
15 (略)	(略)	
16 (略)	(略)	
17 (略)	(略)	
18 (略)	(略)	
19 (略)	(略)	
20 (略)	(略)	
21 (略)	(略)	(略)
22 (略)	(略)	(略)
23 (略)	(略)	(略)
24 (略)	(略)	
25 (略)	(略)	
26 (略)		
27 (略)	(略)	(略)

(略)
別表第1の2 (略)
(略)

節区分	本庁の課における支出負担行為等			事務局の課における支出負担行為等	
	部長 専決	局長 専決	本庁 の課 長専 決	事務 局長 専決	事務 局の 課長 専決
(略)					
6 (略)	(略)				
7 貸金	二	二	全額	二	全額
8 (略)	(略)				
9 (略)	(略)				
10 (略)	(略)				
11 (略)	(略)				
12 (略)	(略)				
13 (略)	(略)				
14 (略)	(略)				
15 (略)	(略)				
16 (略)	(略)				
17 (略)	(略)				
18 (略)	(略)				
19 (略)	(略)				
20 (略)	(略)				
21 (略)	(略)				
22 (略)	(略)				
23 (略)	(略)				
24 (略)	(略)				
25 (略)	(略)				
26 (略)	(略)				
27 (略)	(略)				
28 (略)	(略)				

備考 9 旅費のうち、集中化推進課班長が支出命令を専決処理することができるものについては、集中化推進課班長が専決処理することができる。

節区分	本庁の課における支出負担行為等			事務局の課における支出負担行為等	
	部長 専決	局長 専決	本庁 の課 長専 決	事務 局長 専決	事務 局の 課長 専決
(略)					
6 (略)	(略)				
7 (略)	(略)				
8 (略)	(略)				
9 (略)	(略)				
10 (略)	(略)				
11 (略)	(略)				
12 (略)	(略)				
13 (略)	(略)				
14 (略)	(略)				
15 (略)	(略)				
16 (略)	(略)				
17 (略)	(略)				
18 (略)	(略)				
19 (略)	(略)				
20 (略)	(略)				
21 (略)	(略)				
22 (略)	(略)				
23 (略)	(略)				
24 (略)	(略)				
25 (略)	(略)				
26 (略)	(略)				
27 (略)	(略)				

備考 8 旅費のうち、集中化推進課班長が支出命令を専決処理することができるものについては、集中化推進課班長が専決処理することができる。

別表第1の3 (略)

(略)

節区分	かい長委任 等専決	かいの次長 等専決	かいの課長 等専決
(略)			
6 (略)	(略)		
7 貸金	全額	二	全額
8 (略)	(略)		
9 (略)	(略)		
10 (略)	(略)		
11 (略)	(略)		
12 (略)	(略)		
13 (略)	(略)		
14 (略)	(略)		
15 (略)	(略)		
16 (略)	(略)		
17 (略)	(略)		
18 (略)	(略)		
19 (略)	(略)		
20 (略)	(略)		
21 (略)	(略)		
22 (略)	(略)		
23 (略)	(略)		
24 (略)	(略)		
25 (略)	(略)		
26 (略)	(略)		
27 (略)	(略)		
28 (略)	(略)		

別表第2 (略)

(略)

区分	支出負 担行為 何を立 案する 時期	支出負 担行為 として 整理す る時期	支出負 担行為 の範囲	支出負 担行為 の種 類	摘要

別表第1の3 (略)

(略)

節区分	かい長委任 等専決	かいの次長 等専決	かいの課長 等専決
(略)			
6 (略)	(略)		
7 (略)	(略)		
8 (略)	(略)		
9 (略)	(略)		
10 (略)	(略)		
11 (略)	(略)		
12 (略)	(略)		
13 (略)	(略)		
14 (略)	(略)		
15 (略)	(略)		
16 (略)	(略)		
17 (略)	(略)		
18 (略)	(略)		
19 (略)	(略)		
20 (略)	(略)		
21 (略)	(略)		
22 (略)	(略)		
23 (略)	(略)		
24 (略)	(略)		
25 (略)	(略)		
26 (略)	(略)		
27 (略)	(略)		

別表第2 (略)

(略)

区分	支出負 担行為 何を立 案する 時期	支出負 担行為 として 整理す る時期	支出負 担行為 の範囲	支出負 担行為 の種 類	摘要

(略)					
恩給及び退職年金		(略)			
賃金		〃	〃	〃	〃
報償費	報償金	(略)			
	買上金	(略)			
(略)					

別表第2の3 (略)

(略)

節区分	かいの次長等専決	かいの課長等専決
(略)		
6 (略)	(略)	
7 賃金	二	全額
8 (略)	(略)	
9 (略)	(略)	
10 (略)	(略)	
11 (略)	(略)	
12 (略)	(略)	
13 (略)	(略)	
14 (略)	(略)	
15 (略)	(略)	
16 (略)	(略)	
17 (略)	(略)	
18 (略)	(略)	
19 (略)	(略)	
20 (略)	(略)	
21 (略)	(略)	
22 (略)	(略)	
23 (略)	(略)	
24 (略)	(略)	
25 (略)	(略)	
26 (略)	(略)	
27 (略)	(略)	
28 (略)	(略)	

(略)		
恩給及び退職年金		(略)
賃金		(略)
報償費	報償金	(略)
	買上金	(略)
(略)		

別表第2の3 (略)

(略)

節区分	かいの次長等専決	かいの課長等専決
(略)		
6 (略)	(略)	
7 (略)	(略)	
8 (略)	(略)	
9 (略)	(略)	
10 (略)	(略)	
11 (略)	(略)	
12 (略)	(略)	
13 (略)	(略)	
14 (略)	(略)	
15 (略)	(略)	
16 (略)	(略)	
17 (略)	(略)	
18 (略)	(略)	
19 (略)	(略)	
20 (略)	(略)	
21 (略)	(略)	
22 (略)	(略)	
23 (略)	(略)	
24 (略)	(略)	
25 (略)	(略)	
26 (略)	(略)	
27 (略)	(略)	

別表第3 (略)

出納局及び本庁の課並びにかい	出納員とする職
出納局 会計課	(略) 課長
出納審査課 (略)	(略) (略)
(略)	

別表第5 (略)

出納室名	担当かい名
(略)	
東部出納室	熱海財務事務所、沼津財務事務所、富士財務事務所、東部地域局、東部県民生活センター、富士山世界遺産センター、熱海健康福祉センター、東部健康福祉センター、御殿場健康福祉センター、富士健康福祉センター、吉原林間学園、看護専門学校、東部農林事務所、富士農林事務所、沼津技術専門学校、あしたか職業訓練校、工業技術研究所沼津工業技術支援センター、工業技術研究所富士工業技術支援センター、畜産技術研究所、熱海土木事務所、沼津土木事務所、富士土木事務所、田子の浦港管理事務所、静東教育事務所、伊東高等学校、伊東商業高等学校、熱海高等学校、伊豆総合高等学校、韮山高等学校、伊豆中央高等学校、田方農業高等学校、三島南高等学校、三島北高等学校、三島長陵高等学校、御殿場高等学校、御殿場南高等学校、小山高等学校、裾野高等学校、沼津東高等学校、沼津西高等学校、沼津城北高等学校、沼津工業高等学校、沼津商業高等学校、吉原高等学校、吉原工業高等学校、富士高等

別表第3 (略)

出納局及び本庁の課並びにかい	出納員とする職
出納局 会計総務課 会計支援課 出納審査課 (略)	(略) 課長 課長 (略) (略)
(略)	

別表第5 (略)

出納室名	担当かい名
(略)	
東部出納室	熱海財務事務所、沼津財務事務所、富士財務事務所、東部地域局、東部県民生活センター、富士山世界遺産センター、熱海健康福祉センター、東部健康福祉センター、御殿場健康福祉センター、富士健康福祉センター、吉原林間学園、看護専門学校、東部農林事務所、富士農林事務所、沼津技術専門学校、 <u>工科短期大学校沼津キャンパス</u> 、あしたか職業訓練校、工業技術研究所沼津工業技術支援センター、工業技術研究所富士工業技術支援センター、畜産技術研究所、熱海土木事務所、沼津土木事務所、富士土木事務所、田子の浦港管理事務所、静東教育事務所、伊東高等学校、伊東商業高等学校、熱海高等学校、伊豆総合高等学校、韮山高等学校、伊豆中央高等学校、田方農業高等学校、三島南高等学校、三島北高等学校、三島長陵高等学校、御殿場高等学校、御殿場南高等学校、小山高等学校、裾野高等学校、沼津東高等学校、沼津西高等学校、沼津城北高等学校、沼津工業高等学校、沼津商業高等学校、吉原高等

	<p>学校、富士東高等学校、富士宮東高等学校、富士宮北高等学校、富士宮西高等学校、富岳館高等学校、沼津視覚特別支援学校、沼津聴覚特別支援学校、東部特別支援学校、御殿場特別支援学校、沼津特別支援学校、富士特別支援学校、大仁警察署、三島警察署、伊東警察署、熱海警察署、沼津警察署、裾野警察署、御殿場警察署、富士警察署、富士宮警察署</p>	<p>学校、吉原工業高等学校、富士高等学校、富士東高等学校、富士宮東高等学校、富士宮北高等学校、富士宮西高等学校、富岳館高等学校、沼津視覚特別支援学校、沼津聴覚特別支援学校、東部特別支援学校、伊豆の国特別支援学校、御殿場特別支援学校、沼津特別支援学校、富士特別支援学校、大仁警察署、三島警察署、伊東警察署、熱海警察署、沼津警察署、裾野警察署、御殿場警察署、富士警察署、富士宮警察署</p>
<p>中部出納室</p>	<p>消防学校、環境放射線監視センター、静岡財務事務所、藤枝財務事務所、中部地域局、中部県民生活センター、環境衛生科学研究所、美術館、ふじのくに地球環境史ミュージアム、埋蔵文化財センター、中部健康福祉センター、女性相談センター、精神保健福祉センター、中部農林事務所、志太榛原農林事務所、清水技術専門校、工業技術研究所、計量検定所、農林技術研究所茶業研究センター、農林技術研究所果樹研究センター、ふじのくに茶の都ミュージアム、水産・海洋技術研究所、漁業高等学園、静岡土木事務所、島田土木事務所、清水港管理局、焼津漁港管理事務所、御前崎港管理事務所、中央図書館、焼津青少年の家、清水南高等学校中部部、清水東高等学校、清水西高等学校、清水南高等学校、科学技術高等学校、静岡高等学校、静岡城北高等学校、静岡東高等学校、静岡西高等学校、駿河総合高等学校、静岡農業高等学校、静岡商業高等学校、焼津中央高等学校、焼津水産高等学校、清流館高等学校、藤枝東高等学校、藤枝西高等学校、藤枝北高等学校、島田高等学校、島田工</p>	<p>消防学校、環境放射線監視センター、静岡財務事務所、藤枝財務事務所、中部地域局、中部県民生活センター、環境衛生科学研究所、美術館、ふじのくに地球環境史ミュージアム、埋蔵文化財センター、中部健康福祉センター、女性相談センター、精神保健福祉センター、中部農林事務所、志太榛原農林事務所、清水技術専門校、<u>工科短期大学校</u>、工業技術研究所、計量検定所、農林技術研究所茶業研究センター、農林技術研究所果樹研究センター、ふじのくに茶の都ミュージアム、水産・海洋技術研究所、漁業高等学園、静岡土木事務所、島田土木事務所、清水港管理局、焼津漁港管理事務所、御前崎港管理事務所、中央図書館、焼津青少年の家、清水南高等学校中部部、清水東高等学校、清水西高等学校、清水南高等学校、科学技術高等学校、静岡高等学校、静岡城北高等学校、静岡東高等学校、静岡西高等学校、駿河総合高等学校、静岡農業高等学校、静岡商業高等学校、焼津中央高等学校、焼津水産高等学校、清流館高等学校、藤枝東高等学校、藤枝西高等学校、藤枝北高等学校、島田</p>

	<p>業高等学校、島田商業高等学校、金谷高等学校、川根高等学校、榛原高等学校、相良高等学校、静岡中央高等学校、清水特別支援学校、静岡視覚特別支援学校、静岡聴覚特別支援学校、静岡南部特別支援学校、静岡北特別支援学校、中央特別支援学校、藤枝特別支援学校、吉田特別支援学校、清水警察署、静岡中央警察署、静岡南警察署、藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、牧之原警察署</p>		<p>高等学校、島田工業高等学校、島田商業高等学校、金谷高等学校、川根高等学校、榛原高等学校、相良高等学校、静岡中央高等学校、清水特別支援学校、静岡視覚特別支援学校、静岡聴覚特別支援学校、静岡南部特別支援学校、静岡北特別支援学校、中央特別支援学校、藤枝特別支援学校、吉田特別支援学校、清水警察署、静岡中央警察署、静岡南警察署、藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、牧之原警察署</p>
<p>西部出納室</p>	<p>磐田財務事務所、浜松財務事務所、西部地域局、西部県民生活センター、西部健康福祉センター、三方原学園、磐田学園、食肉衛生検査所、動物管理指導センター、中遠農林事務所、西部農林事務所、浜松技術専門校、工業技術研究所浜松工業技術支援センター、農林技術研究所、農林技術研究所森林・林業研究センター、畜産技術研究所中小家畜研究センター、農林大学校、農林環境専門職大学、農林環境専門職大学短期大学部、袋井土木事務所、浜松土木事務所、静西教育事務所、総合教育センター、観音山少年自然の家、浜松西高等学校中等部、掛川東高等学校、掛川西高等学校、掛川工業高等学校、横須賀高等学校、池新田高等学校、小笠高等学校、遠江総合高等学校、袋井高等学校、袋井商業高等学校、磐田南高等学校、磐田北高等学校、磐田農業高等学校、磐田西高等学校、天竜高等学校、浜松北高等学校、浜松西高等学校、浜松南高等学校、浜松湖東高等学校、浜松湖南高等学校、浜松江之島高等学校、浜松東高等学校、浜松大平台高等学校、浜松工業高等学校、浜松城北工業</p>	<p>西部出納室</p>	<p>磐田財務事務所、浜松財務事務所、西部地域局、西部県民生活センター、西部健康福祉センター、三方原学園、磐田学園、食肉衛生検査所、動物管理指導センター、中遠農林事務所、西部農林事務所、浜松技術専門校、工業技術研究所浜松工業技術支援センター、農林技術研究所、農林技術研究所森林・林業研究センター、畜産技術研究所中小家畜研究センター、農林大学校、農林環境専門職大学、農林環境専門職大学短期大学部、袋井土木事務所、浜松土木事務所、静西教育事務所、総合教育センター、観音山少年自然の家、浜松西高等学校中等部、掛川東高等学校、掛川西高等学校、掛川工業高等学校、横須賀高等学校、池新田高等学校、小笠高等学校、遠江総合高等学校、袋井高等学校、袋井商業高等学校、磐田南高等学校、磐田北高等学校、磐田農業高等学校、磐田西高等学校、天竜高等学校、浜松北高等学校、浜松西高等学校、浜松南高等学校、浜松湖東高等学校、浜松湖南高等学校、浜松江之島高等学校、浜松東高等学校、浜松大平台高等学校、浜松工業高等学校、浜松城北工業</p>

<p>高等学校、浜松商業高等学校、浜名高等学校、浜北西高等学校、浜松湖北高等学校、新居高等学校、湖西高等学校、浜松視覚特別支援学校、浜松聴覚特別支援学校、掛川特別支援学校、袋井特別支援学校、浜北特別支援学校、天竜特別支援学校、浜松特別支援学校、西部特別支援学校、浜名特別支援学校、菊川警察署、掛川警察署、袋井警察署、磐田警察署、天竜警察署、浜北警察署、浜松東警察署、浜松中央警察署、浜山西警察署、細江警察署、湖西警察署</p>

<p>高等学校、浜松商業高等学校、浜名高等学校、浜北西高等学校、浜松湖北高等学校、新居高等学校、湖西高等学校、浜松視覚特別支援学校、浜松聴覚特別支援学校、掛川特別支援学校、袋井特別支援学校、浜北特別支援学校、天竜特別支援学校、浜松特別支援学校、西部特別支援学校、<u>浜松みをつくし特別支援学校</u>、浜名特別支援学校、菊川警察署、掛川警察署、袋井警察署、磐田警察署、天竜警察署、浜北警察署、浜松東警察署、浜松中央警察署、浜山西警察署、細江警察署、湖西警察署</p>
--

別表第6 (略)

出納室名	担当かい名
(略)	
東部出納室	熱海財務事務所、沼津財務事務所、富士財務事務所、東部地域局、東部県民生活センター、富士山世界遺産センター、熱海健康福祉センター、東部健康福祉センター、御殿場健康福祉センター、富士健康福祉センター、吉原林間学園、看護専門学校、東部農林事務所、富士農林事務所、沼津技術専門学校、あしたか職業訓練校、工業技術研究所沼津工業技術支援センター、工業技術研究所富士工業技術支援センター、畜産技術研究所、熱海土木事務所、沼津土木事務所、富士土木事務所、田子の浦港管理事務所、静東教育事務所
中部出納室	消防学校、環境放射線監視センター、静岡財務事務所、藤枝財務事務所、中部地域局、中部県民生活センター、環境衛生科学研究所、美術館、ふじのくに地球環境史ミュージアム、埋蔵文化財センター、中部健康福祉センター、女性相談セ

別表第6 (略)

出納室名	担当かい名
(略)	
東部出納室	熱海財務事務所、沼津財務事務所、富士財務事務所、東部地域局、東部県民生活センター、富士山世界遺産センター、熱海健康福祉センター、東部健康福祉センター、御殿場健康福祉センター、富士健康福祉センター、吉原林間学園、看護専門学校、東部農林事務所、富士農林事務所、沼津技術専門学校、 <u>工科短期大学校沼津キャンパス</u> 、あしたか職業訓練校、工業技術研究所沼津工業技術支援センター、工業技術研究所富士工業技術支援センター、畜産技術研究所、熱海土木事務所、沼津土木事務所、富士土木事務所、田子の浦港管理事務所、静東教育事務所
中部出納室	消防学校、環境放射線監視センター、静岡財務事務所、藤枝財務事務所、中部地域局、中部県民生活センター、環境衛生科学研究所、美術館、ふじのくに地球環境史ミュージアム、埋蔵文化財センター、中部健康福祉センター、女性相談セ

<p>ンター、精神保健福祉センター、中部農林事務所、志太榛原農林事務所、清水技術専門校、工業技術研究所、計量検定所、農林技術研究所茶業研究センター、農林技術研究所果樹研究センター、ふじのくに茶の都ミュージアム、水産・海洋技術研究所、漁業高等学園、静岡土木事務所、島田土木事務所、清水港管理局、焼津漁港管理事務所、御前崎港管理事務所</p>	<p>ンター、精神保健福祉センター、中部農林事務所、志太榛原農林事務所、清水技術専門校、<u>工科短期大学校</u>、工業技術研究所、計量検定所、農林技術研究所茶業研究センター、農林技術研究所果樹研究センター、ふじのくに茶の都ミュージアム、水産・海洋技術研究所、漁業高等学園、静岡土木事務所、島田土木事務所、清水港管理局、焼津漁港管理事務所、御前崎港管理事務所</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第25号中

地方公務員共済組合 に対する負担金	0401	報酬、給料及び賃金 に係る社会保険料	0402	療養補償費	0501	傷病補償年金	0502	休業補償費	0503	障害補償費	0504	遺族補償費	0505
葬祭補償費	0506	恩給	0601	退職年金	0602	賃金	0700	その他の報償費	0801	買上金	0802	その他の旅費	0901
普通旅費	0902	交際費	1000	その他の需用費	1101	食糧費	1102	役務費	1200	委託料	1300	使用料及び賃借料	1400
工事請負費	1500	原材料費	1600	公有財産購入費	1700	備品購入費	1800	負担金、補助及び交 付金	1900	扶助費	2000	貸付金	2100
補償、補填及び賠償 金	2200	償還金、利子及び割 引料	2300	投資及び出資金	2400	積立金	2500	寄附金	2600	公課費	2700	繰出金	2800
予備費	3000												

を

地方公務員共済組合 に対する負担金	0401	報酬及び給料に係る 社会保険料	0402	療養補償費	0501	傷病補償年金	0502	休業補償費	0503	障害補償費	0504	遺族補償費	0505
葬祭補償費	0506	恩給	0601	退職年金	0602	その他の報償費	0701	買上金	0702	その他の旅費	0801	普通旅費	0802
交際費	0900	その他の需用費	1001	食糧費	1002	役務費	1100	委託料	1200	使用料及び賃借料	1300	工事請負費	1400
原材料費	1500	公有財産購入費	1600	備品購入費	1700	負担金、補助及び交 付金	1800	扶助費	1900	貸付金	2000	補償、補填及び賠償 金	2100
償還金、利子及び割 引料	2200	投資及び出資金	2300	積立金	2400	寄附金	2500	公課費	2600	繰出金	2700	予備費	3000

に改める。

様式第59号（その2）中

01	産業廃棄物原状回復代執行費用返納金	11	清水港港湾使用料
02	児童措置費納付金	12	強制徴収公債権にかかる延滞金
03	未熟児養育費負担金	13	清水港港湾使用料等延滞金(港湾特会雑収)
04	道路占用料	14	強制徴収公債権にかかる雑収
05	河川占用料	15	
06	海岸占用料	16	
07	港湾占用料	17	
08	港湾使用料	18	
09	県営漁港使用料	19	
10	静清土地区画整理事業費清算徴収金	20	

を

01	産業廃棄物原状回復代執行費用返納金	11	強制徴収公債権に係る延滞金
02	児童措置費納付金	12	清水港港湾使用料等延滞金(港湾特会雑収)
03	未熟児養育費負担金	13	強制徴収公債権に係る雑収
04	道路占用料	14	
05	河川占用料	15	
06	海岸占用料	16	
07	港湾占用料	17	
08	港湾使用料	18	
09	県営漁港使用料	19	
10	清水港港湾使用料	20	

に改める。

様式第88号中「出納局会計課」を「出納局会計支援課」に改める。

様式第96号、様式第97号、様式第99号の5及び様式第99号の6中「会計課長」を「会計総務課長」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県財務規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。